

# 朝日村耐震改修促進計画（第Ⅲ期）

令和3年4月 策定

朝 日 村

# 目 次

## はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・ 5～12
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～15
- 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定・・・・・・・・・・・・ 16

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・ 17～18
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・ 18～20

## 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・ 21
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 5 区・地区等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 7 各種認定制度による耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

## 第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法による指導等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～24

## 第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- 別表1～別表2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～27

## はじめに

### 1 計画の目的

村内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的とし、令和3年4月に朝日村耐震改修促進計画（第Ⅲ期）（以下「本計画」という。）を策定しました。

### 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）に基づき村の耐震化促進計画として策定するものです。

また、朝日村における他の計画（朝日村地域防災計画）との整合を図り、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

#### (1) 「朝日村地域防災計画」

朝日村地域防災計画の震災対策編において、第2章 災害予防計画 第1節 地震に強い村づくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定する等、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅等の建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する対策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

こととされています。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

## 4 耐震化の必要性

### (1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟村中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡村でも福岡村西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野村神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。

### (2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

### (3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

### (4) 耐震改修促進法の改正について

#### ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正が行われました。この改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
  - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
  - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
  - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
  - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

#### イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
  - (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府村が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

#### ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

## 5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

### (1) 住 宅

### (2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

### (3) 要安全確認計画記載建築物

### (4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

### (5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では村の建築物を対象としています。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア、(4)及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、並びに(3)に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

**第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標**

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています(表1-1、図1-1)。

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています(表1-2)。

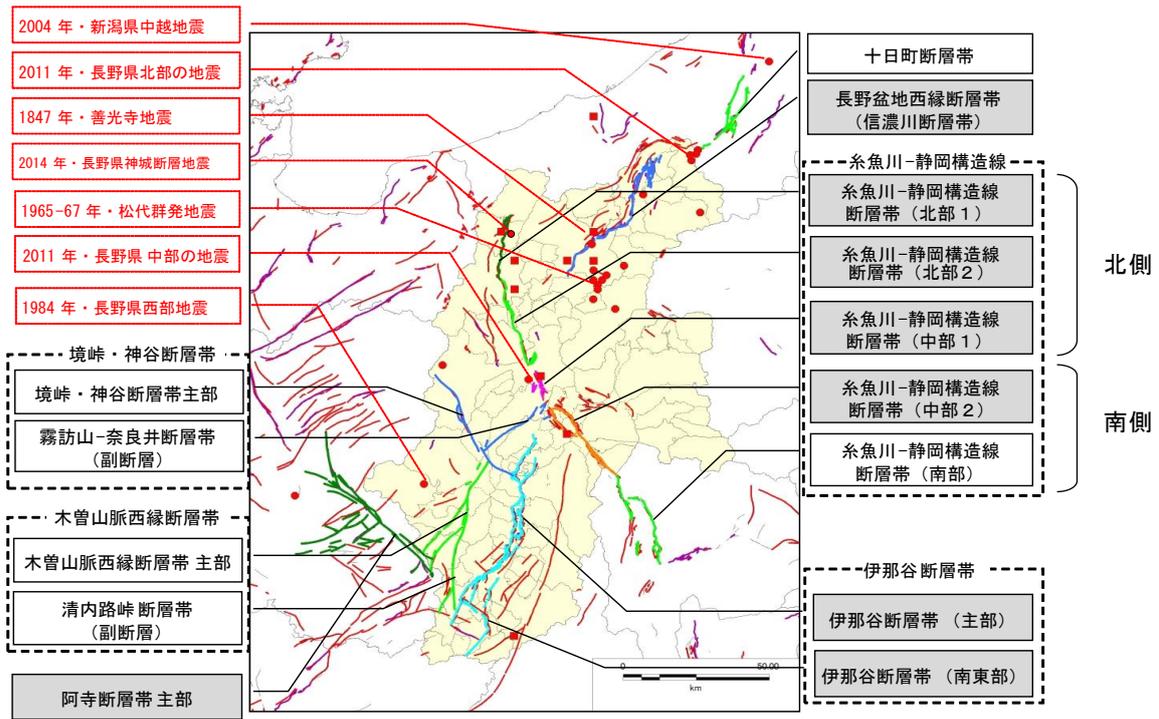
(表1-1)想定地震等の概要

種類	地震名	参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考	
				M <sub>j</sub>	M <sub>w</sub>		
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震	地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース	
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体		150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側	文部科学省研究開発局ほか(2010)	84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース	
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース		
海溝型地震	想定東海地震	中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース	

(注) 気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)とモーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)について

断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではM<sub>w</sub>=M<sub>j</sub>であることから、これを外挿してM<sub>j</sub>を求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	—	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 (北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 (南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯 (主部) の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

	阿寺断層帯（主部南部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。  (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R3.1 地震調査研究推進本部による。

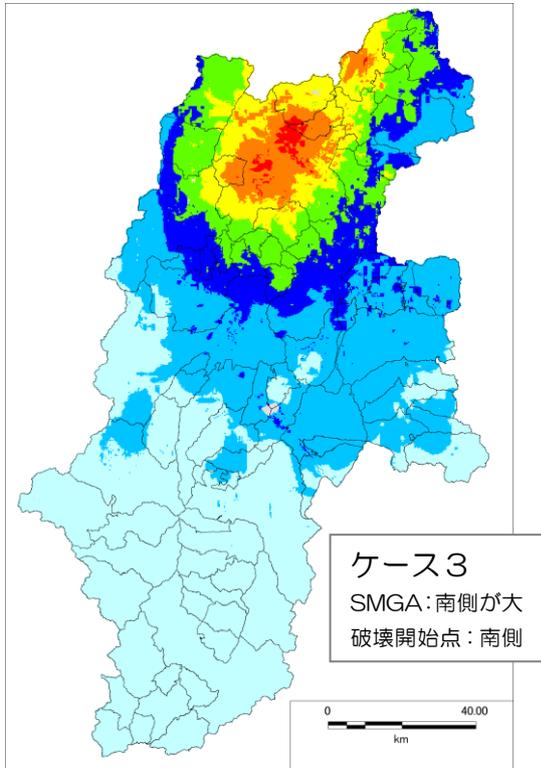
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

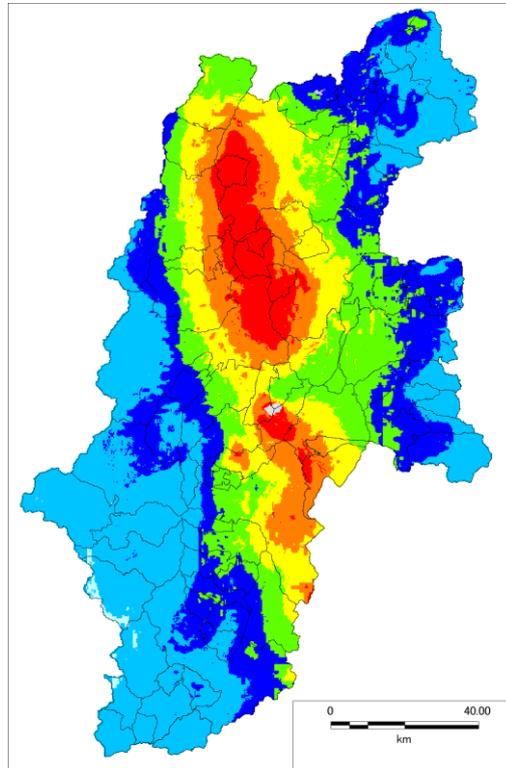
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

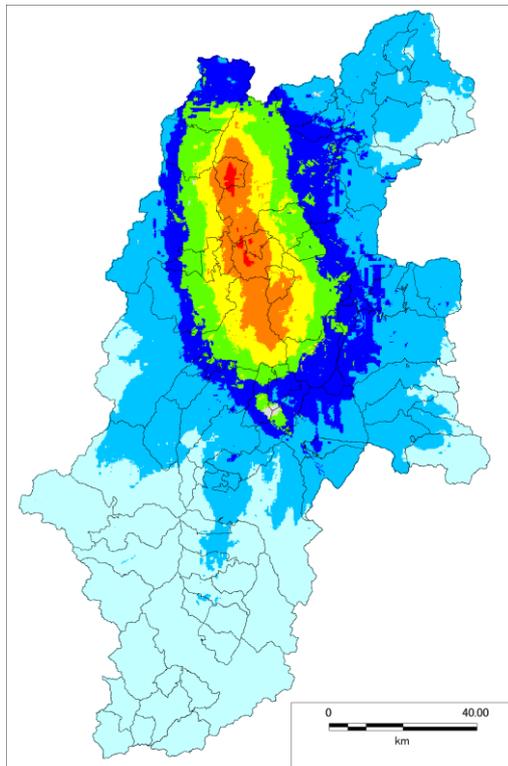
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



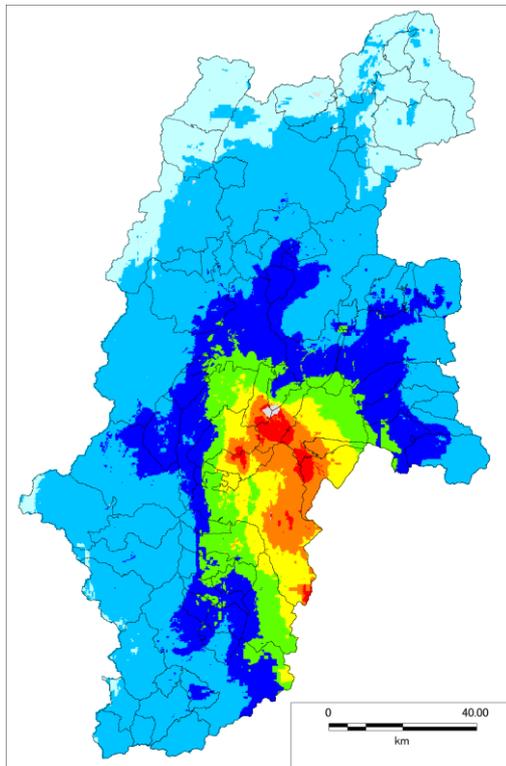
(図1-4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-5)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)

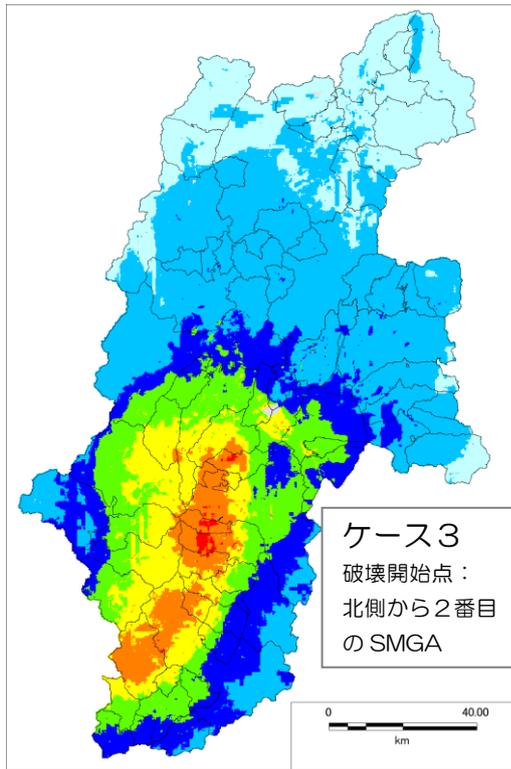


(図1-6)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)

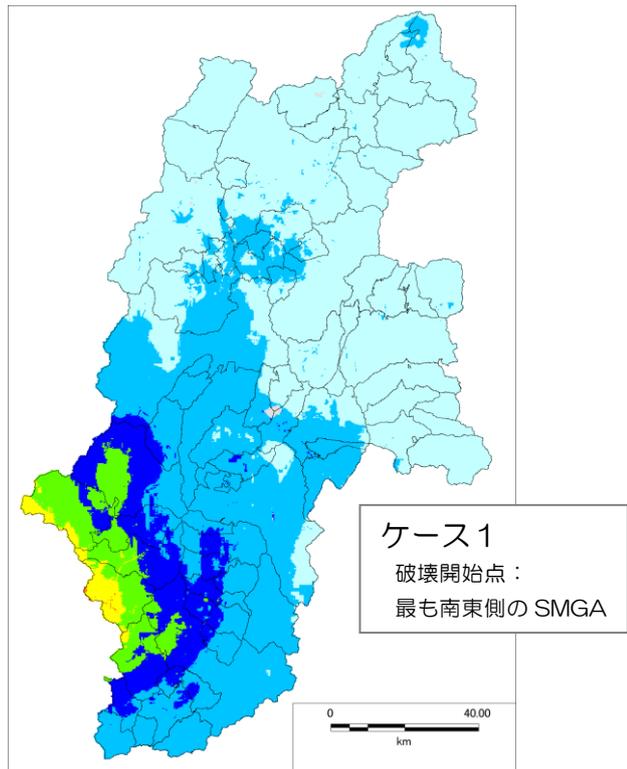


(図1-7)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)

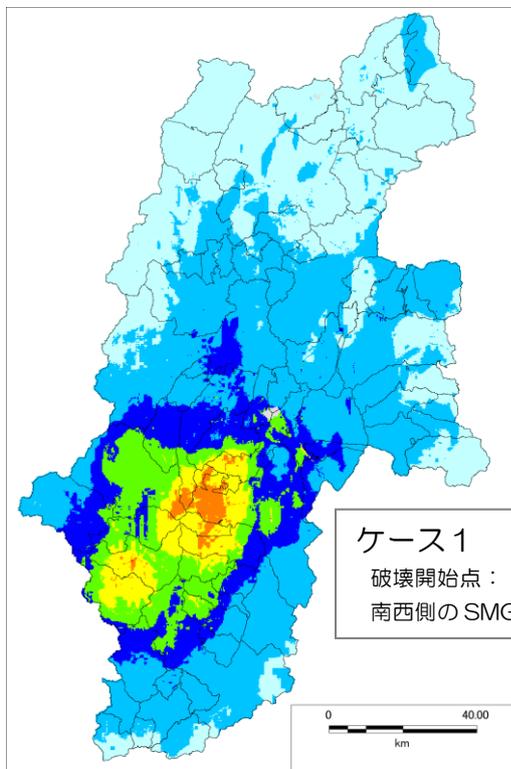




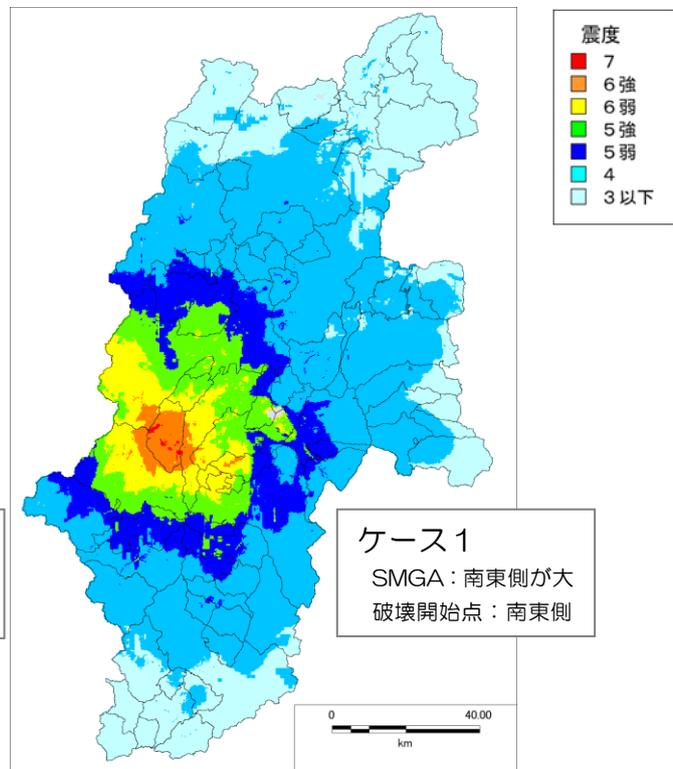
(図1-8)伊那谷断層帯(主部)  
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9)阿寺断層帯(主部南部)  
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10)木曾山脈西縁断層帯  
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布

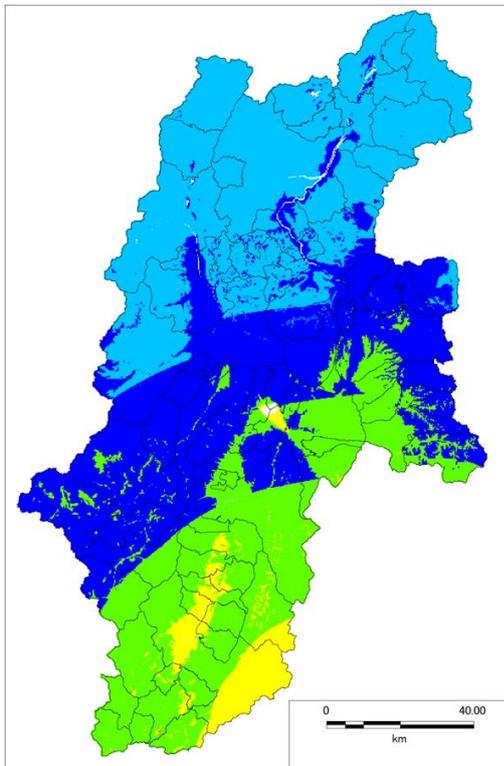


(図1-11)境峠・神谷断層帯  
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

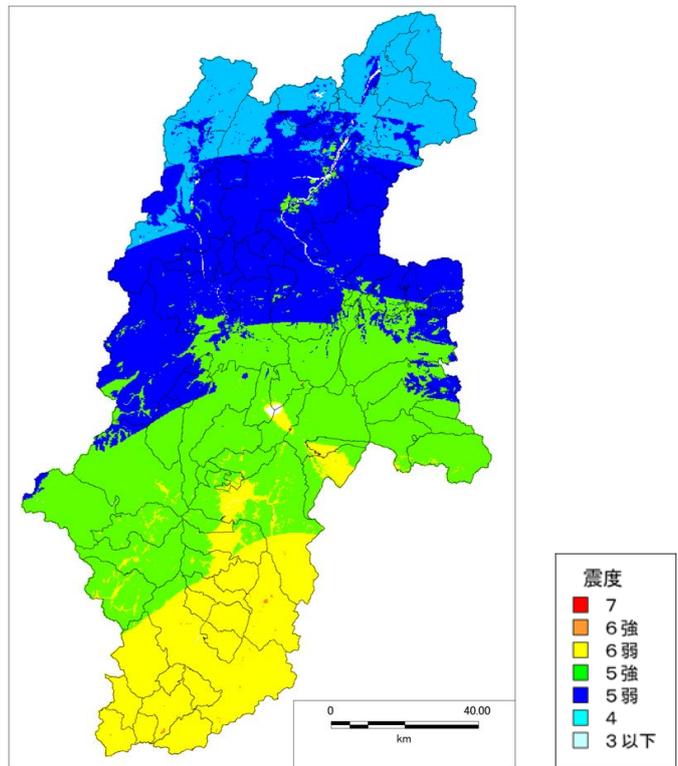


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3)被害想定(建築物被害)

(単位:棟)

種類	地震名	地震ケース等			建築物被害		
					全壊・焼失	半壊	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370	
		—	冬18時	強風時	97,940	103,450	
	糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	11,770	24,390
		北側	—	冬18時	強風時	31,180	33,050
	南側	—	冬18時	強風時	17,540	42,600	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	ケース3	冬18時	強風時	140	700	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080	
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460		
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	60	360		
海溝型地震	想定東海地震	—	冬18時	強風時	190	1,470	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	—	冬18時	強風時	2,260	20,420	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	—	冬18時	強風時			

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

(表1-4)被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難所 避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260	
海溝型地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		30 (20)	590 (580)	140 (140)	4,140
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		150 (100)	3,700 (3,630)	1,800 (1,760)	29,840

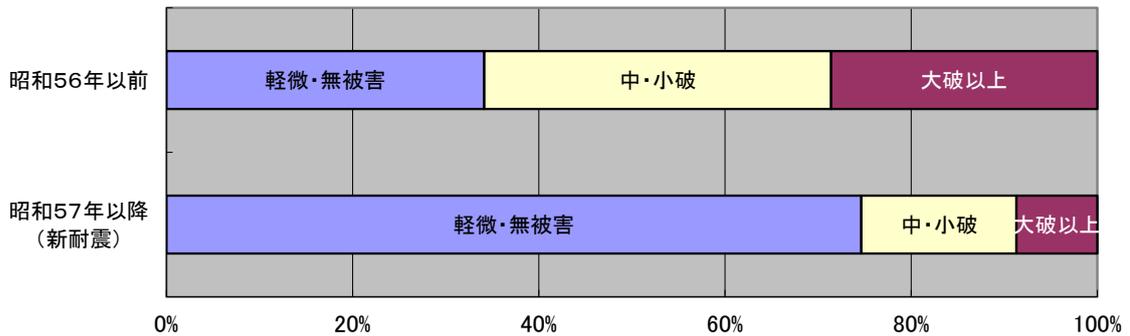
- ※ 建築物被害が最大となるケースを示す。
- ※ 観光客を考慮した場合。
- ※ ( )内は建築物倒壊による死者数等。

## 2 耐震化の現状

### (1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



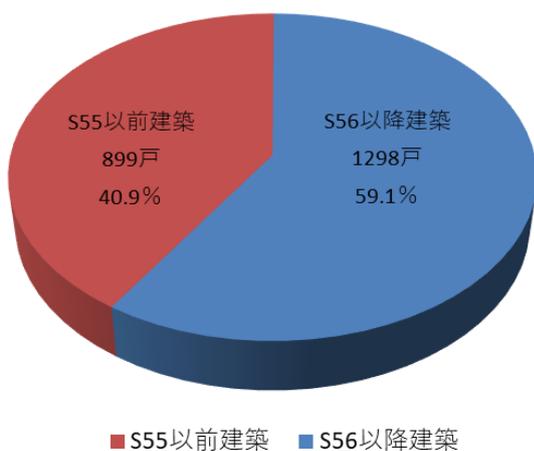
(出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告)

### (2) 住宅

#### ア 建築時期別の住宅の状況等

令和2年の「課税台帳」によると、村内の住宅総数は、2,197戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、899戸で全体の40.9%を占めています（表1-5）。

《建築時期別住宅の戸数》 R2



(表1-5) 建築時期別住宅戸数 (単位：戸)

住宅総数	R2 2,197
うち昭和55年以前建築	899 (40.9%)
~S25	321
S26~35	9
S36~45	119
S46~55	450
うち昭和56年以降建築	1,298 (59.1%)
S56~H2	290
H3~12	605
H13~	403

村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成18年度から、住宅・建築物耐震改修促進事業実施してきました。診断を実施した住宅は42戸（内精密診断：25戸）で、そのうち5戸（約12%）で耐震補強を行っています（表1-6）。

（表1-6）耐震診断・改修の実績

（単位：戸）

耐震診断	H18～H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
住 宅	40	0	0	0	1	0	1	0	0	42
避難施設	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
耐震改修	3	0	1	0	0	0	1	0	0	5

※ 上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断（一般診断法）を合わせた件数

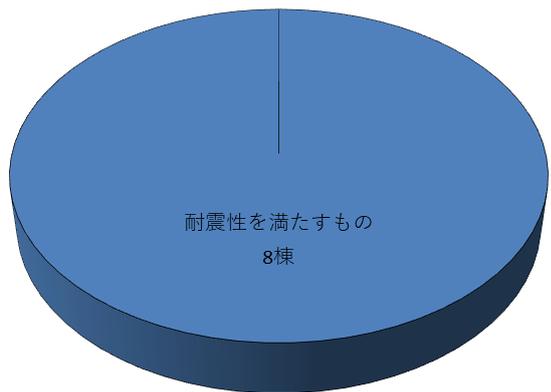
### （3）特定既存耐震不適格建築物

#### ア 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

村内に、多数の者が利用する建築物は8棟あります。このうち、耐震改修を実施した1棟、昭和57年以降に建築された7棟を加えた、8棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状（令和2年）で約100%と推計されます（表1-7、1-8）。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

（表1-7）多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状（単位：棟）



■ 耐震性がないもの又はないと推測されるもの  
 ■ 耐震性を満たすもの

多数の者が利用する建築物総数（a）	8
耐震性を満たすもの（b=d+f）	8
耐震化率（c=b/a）	100.0%
昭和57年以降に建てられたもの（d）	7
昭和56年以前に建てられたもの（e）	1
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの（f）	1
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（g）	0

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(表1-8) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校(幼稚園を除く)、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅(賃貸)等	
令和2年における棟総数(a)	3	3	0	2	0	8
耐震性を満たすもの(b=d+f)	3	3	0	2	0	8
耐震化率(c=b/a)	100%	100%	0	100%	0	100%
昭和57年以降に建築された棟数(d)	2	3	0	2	0	7
昭和56年以前に建築された棟数(e)	1	0	0	0	0	1
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(f)	1	0	0	0	0	1
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(g)	0	0	0	0	0	0

### 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

国の基本方針において、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にするとともに、令和7年までに「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」とされていること及び県計画の耐震化率目標並びに本村において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、村内の地震被害想定を半減化を目指して令和7年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を70%とします。

#### (1) 住宅（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

今後5年間においても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）、または人口の減少（世帯数は横這い）により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

また、村民に対する周知や施策を推進し、令和7年時点の目標である70%を達成するために耐震化が必要な住宅の戸数は240戸となります。

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。村は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

#### (1) 耐震化の推進のための役割分担（図2-1）

##### ア 住宅や建築物の所有者

現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。また、村内においては大きな住宅が多く、補強工事の負担感が大きい又は優先順位が低いといった課題があります。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。

##### イ 建築関係団体等

建築団体やNPOにあっては、村民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

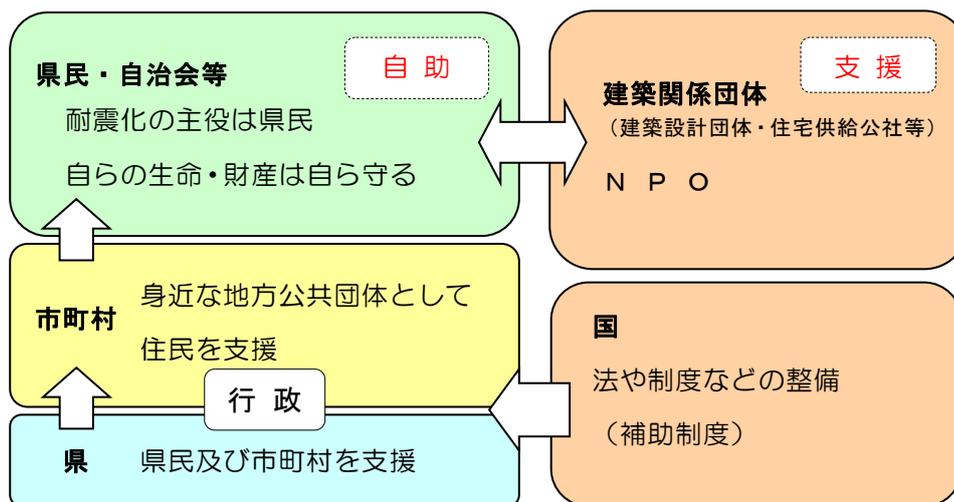
##### ウ 村

村においては、最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて所有者を支援することが必要です。

##### エ 県

県は所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

(図2-1) 耐震化の推進のための役割分担



## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### 補助事業等の実施（令和2年度現在）

#### 住宅に関する支援

村においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成18年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）（補助事業）を実施してきました。村民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます（表2-2）。

(表2-2) 事業の概要

区分	耐震診断	耐震改修
対象建築物	昭和56年以前の住宅 木造戸建	
助成内容	市町村が実施する 耐震診断士の派遣に 要する経費に助成	耐震改修工事に 要する経費に助成
補助 対象経費	6.5万円/戸	200万円/戸
補助率	国 : 1/2 県 : 1/4 村 : 1/4	国 : 11.50% 県 : 19.25% 村 : 19.25% 所有者 : 1/2

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、長野県では新たに開発された耐震補強工法（耐震金物）等に関し、「長野県建築物構造専門委員会」により評価を実施していますので、新たな耐震補強器具（耐震金物）等に関しても村民に周知しながら住宅の耐震化を進めます（表2-3）。

(表2-3)

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震補強工法等 (R2.4.1 現在)	(一財)日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法	
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法	
	その他の耐震補強工法等	3件

### 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

#### (1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

#### (2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

法を所管する行政庁の建築担当課に加え、全市町村に設けている「耐震改修相談窓口」において、耐震改修等に関する相談に引き続き対応していきます。

#### (3) 専門家の育成

住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、耐震診断等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を実施し、受講修了者を名簿に登録して耐震診断等の業務を行っており、登録簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します(表2-4)。

(表2-4)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数 (R2.3.31 現在)	2,538名
-------------------------------	--------

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

#### (1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間等の機会をとおり、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

## (2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、指導・助言を進めていきます。

## (3) エレベーターの閉じこめ防止対策等

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

## (4) エスカレーターの脱落防止対策

東北地方太平洋沖地震及びその余震において、ショッピングセンターに設置されていたエスカレーターが落下するという被害が複数発生しました。既設のエスカレーターについては十分なかかり代を設けるなどの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

## (5) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

### 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

#### 1 地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は市町村において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

#### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

村の建築担当課において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、チラシの配布や広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

#### 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

耐震診断や耐震改修に対する補助事業や改修事例等を含めた各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を改めて行います。

また、県と連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなどの出前講座を行うと伴に、住民に身近な地区公民館などでも出張講座を実施します（表3-1）。

（表3-1）これまでの出前講座の事例

実施先	概要
学校、自治会等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

#### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修やキッチンの更新、バリアフリー工事等のリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

広報や民間事業者等の行う住宅関連フェアや市町村のリフォーム工事への補助制度等と併せて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

## 5 区・地区との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、村において、啓発や必要な支援を行います。

## 6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和2年4月現在）。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

## 7 各種認定制度による耐震化の促進

平成25年の法改正により、建築物の耐震化を円滑に進めるための促進策が講じられました。これら制度を積極的に活用して、耐震化を促進します。

### (1) 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率の特例（法第17条）

法改正により、認定を受けることのできる耐震改修工法の拡大が図られるとともに、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、耐震改修計画の認定を受けることにより、容積率や建蔽率の特例措置が認められ、建築物の円滑な耐震化を図ります。

### (2) 建築物の地震に対する安全性の認定・表示制度（法第22条）

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、その建築物や広告等に認定を受けた旨を表示することができます。

この認定制度は建築物の所有者からの申請に基づく任意のものであるため、表示がされていないことをもって、建築物が耐震性を満たさないこととはならないことについて正しく周知するとともに、公共建築物については表示制度を積極的に活用し、制度の周知を図ります。

### (3) 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第25条）

耐震性が確保されていない区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、区分所有法による共用部分の変更決議要件が3/4から1/2に緩和されます。

## 第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

### 1 法による指導等の実施

#### (1) 診断義務付け対象建築物に対する指導等の実施

##### ア 診断義務付け対象建築物である旨の周知

本計画により要安全確認計画記載建築物を定めた場合には、その所有者に対して、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告する義務のある建築物（以下「診断義務付け対象建築物」という。）となっている旨について、文書の送付による通知等により十分な周知を行うとともに、その確実な実施を図ります。

##### イ 期限までに耐震診断の結果を報告しない場合の指導等

診断義務付け対象建築物について、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別に文書の送付による通知等を行い、耐震診断結果の報告を促します。それでもなお報告しない場合は、所有者へ相当の期限を定めて耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報やホームページ、各地方事務所等へ掲示することにより公表します。

##### ウ 耐震診断結果の公表

報告された耐震診断の結果の公表については、対象用途ごとに取りまとめた上で、ホームページ等により行うとともに、公表時期については耐震改修の実施の検討に要する期間を考慮して行います。

また、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなどして、迅速に耐震改修等に取り組んだ所有者に配慮することとします。

##### エ 耐震改修の指導及び助言並びに指示等

報告された耐震診断の結果を踏まえ、改修に関する説明又は文書の送付により必要な指導・助言を行います。指導に従わない場合は、耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより指示を行います。また、正当な理由がなく、指示に従わない場合は、その旨を公報やホームページ、各地方事務所等へ掲示することにより公表します。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物に対する指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うものとします（表4-1）。

- ア 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。
- イ 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。
- ウ 公表は、公報やホームページ、各地方事務所等へ掲示することにより行います。

(表4-1)

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条、法15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物 (法15条第2項)	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	
	一定の既存耐震不適格建築物 (法第16条第1項、第2項)	—	—	—

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

- (1) 法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項による命令を行います。
- (2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

**第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項**

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次に事後評価を行うこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	
ホテル又は旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿			
事務所			
博物館、美術館又は図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	
	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物